

春日井ムービーコンテスト審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 春日井ムービーコンテストの作品審査を円滑かつ適正に実施するため、春日井ムービーコンテスト審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、応募のあった作品を審査し、優秀作品として別に市長が定める賞を選定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 映像制作について識見を有する者
- (2) 観光事業関係者
- (3) 広告事業関係者
- (4) 春日井広報大使
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開催することができない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部広報広聴課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。